

# 「山桜55万本の里 桜川」を 未来につなぐ取組へのご支援をお願いいたします



## 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）のご案内

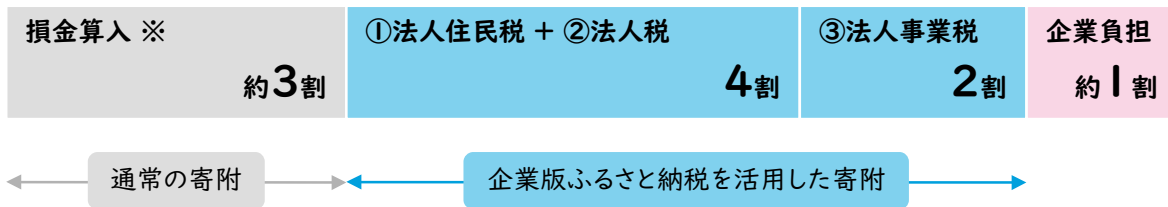
### 企業版ふるさと納税とは？

こころざしのある企業のみなさまが、寄附を通じて地方公共団体の行う地方創生の取組を応援した場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。

メリット

1

## 税額軽減 **9割**で、実質負担 **1割**



※ 企業が地方公共団体に寄附した場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割（法人実効税率）相当額の軽減効果があります。

- ① 法人住民税 寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ② 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③ 法人事業税 寄附額の2割を税額控除（法人事業税の20%が上限）

メリット

2

## 社会貢献に取り組む企業としてのPR効果

- ・地方創生の取組を応援する企業であることをPRできます。
- ・市のホームページや広報紙で、地域貢献企業として紹介させていただきます。

# 税制上の優遇措置

損金算入 ※	①法人住民税 + ②法人税	③法人事業税	企業負担
約3割	4割	2割	約1割



## 損金算入

地方自治体への寄附は、その全額を損金算入することができます。  
そのため、寄附額の約3割（法人実効税率）相当額の税の軽減効果があります。

（法人税法第37条第3項）

約3割  
の  
軽減効果

## ① 法人住民税

- 法人住民税の法人税割額の2割
  - 寄附額の4割
- いずれかの小さい額

（地方税法附則第8条の2の2）

最大4割  
の  
税額控除

## ② 法人税（法人住民税で4割に達しない場合のみ、その残額）

- 法人税額の5%
  - 寄附額の1割
- いずれかの小さい額

（租税特別措置法第42条の12の2、第68条の15の3）

## ③ 法人事業税

- 法人事業税額の2割
  - 寄附額の2割
- いずれかの小さい額

（地方税法附則第9条の2の2）

最大2割  
の  
税額控除

# 桜川市の地方創生に向けた取組

■ 稼ぐ地域をつくり、しごとをつくる

- ・ 農林業の成長産業化
- ・ 地域の魅力のブランド化

■ 桜川市とのつながりを築き、新しいひとの流れをつくる

- ・ 桜川市への移住・定着の推進
- ・ 桜川市とのつながりの構築

■ 出産・子育ての希望をかなえる

- ・ 子育てしやすい環境の整備

■ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

- ・ 「日本を代表する山桜の里」の価値の確立
- ・ 自転車を活用したまちづくり
- ・ 活力を生み、安心して暮らすことができるまちづくり

## 主な地方創生事業のご紹介

### 山桜を守り育て広める事業



「山桜の55万本の里」を守るため、名勝・天然記念物のサクラの樹勢回復や、里山への山桜の植樹を進めています。

### 滞在型観光開発事業



老朽化したキャンプ場の整備や、新しい体験ツアーの実施をとおし、滞在型観光の充実をはかります。

### 上曽トンネル整備事業



桜川市と石岡市間を結ぶ、(仮称)上曽トンネルの開通に向けて、地域の活性化を図るため、登録文化財の活用や自然体験づくり等の市民の活動を支援します。

### DX推進事業



日々進歩するデジタル技術を活用し、利便性の高い行政サービスの実現を図ります。

上記の取組以外にも様々な取組を実施しています。連携したい取組等、お気軽にお問い合わせください。

# お手続きの流れ

## 事前の相談

- 制度活用のご意向を、桜川市企画課までお伝えください。
- 以下の事項を調整させていただきます。
  - ・ 寄附の対象事業
  - ・ 寄附の額
  - ・ 寄附の時期
  - ・ 寄附の納付方法



## 寄附申出書の提出

- 「桜川市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附申出書」をご提出ください。



## 寄附の納付

- 事前に調整した寄附額・納付方法にて、寄附金の納付をお願いします。



## 受領証の受取

- ご入金を確認後、市から「受領証」を送付します。
  - 「受領証」は、租税の申告時に必要となります。
- ※ 税制上の手続きに係る詳細については、課税庁から発表されている情報をご確認ください。

### 制度活用にあたっての留意事項

- 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附をいただいた企業に対し、市が経済的な利益の供与を行うことは禁止されているため、寄附に対する返礼品等はありません。
- 桜川市に本社が所在する企業は、制度の対象となりません。

### 寄附のご相談・お問い合わせ

## 桜川市 市長公室 企画課 企画グループ



〒309-1293 茨城県桜川市羽田1023番地

[電話] 0296-58-5111(代表)

[メール] kikakuka\_s@city.sakuragawa.lg.jp